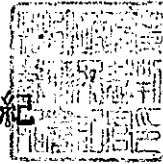


これは正本である。

令和 4 年 3 月 4 日

知的財産高等裁判所第 1 部

裁判所書記官 石 地 公 紀



令和 4 年（ワ）第 10001 号 間接強制決定に対する執行抗告事件

（原審・東京地方裁判所令和 3 年（ワ）第 80133 号 間接強制申立事件）

決 定

東京都新宿区新宿二丁目 5 番 3 号 AMビル 9 階

抗 告 人	株 式 会 社 リ プ ロ ラ イ フ
同代表者代表取締役	桑 山 正 成
同訴訟代理人弁護士	松 本 賢 人
	能 勢 章

静岡県富士市柳島 100 番地 10

相 手 方	株 式 会 社 北 里 コ ー ポ レ ー シ ョ ン
同代表者代表取締役	井 上 太
同訴訟代理人弁護士	日 野 修 男

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

事実及び理由

第 1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙「執行抗告状」記載のとおりである。

第 2 当裁判所の判断

当裁判所も、相手方の間接強制の申立ては理由があり、これを認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1)ア 抗告人は、医療関連、実験関連器具、機材、溶液の開発、製造及び販売等を目的とする株式会社である。

イ 抗告人は、卵子等の凍結保存の技術である「クライオテック法」によるガラス化凍結保存に用いる容器、凍結液及び融解液（以下、これらを総称

して「抗告人製品」という。)を販売している。

(2)ア 相手方は、医薬品、医療機器、医薬部外品の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

イ 相手方は、卵子等の凍結保存の技術である「クライオトップ法」によるガラス化凍結保存に用いる容器、凍結液及び融解液の製品を販売している。

(3) 相手方は、抗告人が抗告人のウェブサイト及びカタログにおいて抗告人製品の広告にした「解凍後100%生存」、「100% survival」等の表示が、抗告人製品の品質及び内容を誤認させるような表示に当たり、抗告人による上記表示行為が不正競争防止法2条1項20号の不正競争に該当する旨主張して、抗告人に対し、同法3条1項に基づき、抗告人製品の広告に上記の記載等を表示することの差止めを求めるとともに、同法4条に基づき、損害賠償を求める訴えを提起したが、東京地方裁判所は、平成30年12月20日、相手方の請求を棄却する判決を言い渡した。

相手方が、上記判決に対し控訴を提起(知的財産高等裁判所平成31年(ネ)第10008号事件)したところ、知的財産高等裁判所は、令和3年3月30日、相手方の上記差止請求等を一部認容する仮執行宣言付判決(以下「本件判決」という。)を言い渡した。

本件判決の主文第2項は、「被控訴人は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%, literally 100%, survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならない。」というものである。

知的財産高等裁判所は、上記判断の理由として、①抗告人は、平成27年7月26日から令和2年7月31日まで、抗告人製品の広告(ウェブサイト

又はカタログ)に「解凍後100%生存」,「100% survival」等の記載をして表示した,②上記表示について,取引者,需要者である医療関係者は,「クライオテック法」のプロトコールを遵守して,抗告人製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合,融解後の生存率は100%となるという意味であると認識するところ,実際には,医療関係者が,「クライオテック法」のプロトコールを遵守して,抗告人製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合,融解後の生存率が100%とは限らないのであるから,上記表示は,抗告人製品の品質等を誤認させるものであると認められ,抗告人の広告に上記記載を表示する行為は,同法2条1項20号の不正競争に当たる旨判断した。

相手方は,令和3年3月31日,本件判決について執行文の付与を受けた。

(4) 抗告人は,令和2年8月以降も,抗告人製品の販売に関する事業を継続し,令和3年11月16日時点において,抗告人のウェブサイトにおいて,「クライオテック法」に関し,「世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す」,「“100% SURVIVAL CLUB”」等の表示をしていた。

(5) 相手方は,令和3年12月1日,執行力ある本件判決の正本に基づいて,相手方を債権者,抗告人を債務者として,抗告人が本件判決の主文第2項に記載された不作為義務に違反するおそれがあることを理由に,抗告人に対し,上記不作為義務の履行と履行済みまで1日につき2万3737円の支払を命ずることを求める旨の間接強制命令の申立て(東京地方裁判所令和3年(ワ)第80133号事件)をした。

原審は,同月21日,「1 債務者は,ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液,融解液の広告,取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において,「解凍後100%生存」,「100% survival」,「100% Post-warm Survival」,「achieve

v i n g 1 0 0 % , l i t e r a l l y 1 0 0 % , s u r v i v a l 」

及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨を表示してはならない。2 債務者が本決定送達の日から2日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の翌日から履行済みまで1日につき金2万3737円の割合による金員を支払え。」との決定（以下「原決定」という。）をした。

(6) 抗告人は、令和4年1月1日、民事執行法172条5項に基づき、本件抗告をした。

2 不作為を目的とする債務の強制執行として民事執行法172条1項所定の間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はないと解される（最高裁平成17年（許）第18号同年12月9日第二小法廷決定・民集59巻10号2889頁参照）。

これを本件についてみるに、前記1の事実関係によれば、抗告人は、平成27年7月26日から令和2年7月31日までの間、抗告人製品の広告に「解凍後100%生存」、「100% survival」等の表示をしていたこと、その後も、抗告人は、抗告人製品に関する事業を継続し、令和3年11月16日時点において、抗告人のウェブサイトにおいて、「クライオテック法」に関し、「世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す」、「100% SURVIVAL CLUB」等の表示をしていたことが認められる。

上記認定事実からすれば、抗告人には本件判決の主文第2項で命ぜられた不作為義務に違反するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件においては、間接強制決定の発令の要件が満たされているというべきである。

3 抗告人は、抗告人のウェブサイトの「生存率100%達成を目指す」との記

載は、生存率100%の達成を確約するものではなく、医療関係者が抗告人製品を使用すれば当然に生存率100%を達成できると誤信することはないから、相手方が指摘する抗告人が上記ウェブサイトでした「生存率100%」、「100% SURVIVAL CLUB」等の表示は、本件判決の主文第2項で命ぜられた不作為義務に違反するものではない旨主張する。

しかしながら、前記2で説示したとおり、間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はないから、抗告人が現に本件判決の主文第2項で命ぜられた不作為義務に違反する行為を行っていることは、間接強制決定の発令の要件ではない。

したがって、抗告人の上記主張は、その主張自体理由がない。

- 4 以上によれば、相手方の間接強制の申立てを認容した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和4年3月3日

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官

大 鷹 一

郎



裁判官

小 林 康



裁判官

小 川 卓

